

## 一般コミュニティ助成事業申請団体選定基準

### 1 趣旨

この基準は、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業のうち一般コミュニティ助成事業（以下「助成事業」という。）における申請団体の公平及び公正な選考を図るため、申請団体の選定基準を定めることを目的とする。

### 2 申請団体

助成事業の対象団体及び対象外団体は、別表1に定めるとおりとする。

### 3 選定基準

複数の申請団体から申請があり、申請内容が一般財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱の交付要件に該当する場合は、別表2に定めるところにより優先順位を決定し、1団体を選定するものとする。

### 4 選定基準の適用

この基準は、令和2年度の助成事業における申請団体の選定から適用する。

別表 1

区分	団体
対象団体	市内の町内会、町会、自治会、自主防災組織等の地域に密着して活動する団体。
対象外団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に密着した団体であっても、特定の目的で活動する団体（商工会議所、特定非営利活動法人、社会福祉協議会、青年団体、子ども会、老人クラブ等）、PTA、体育協会、国際観光コンベンション協会等の団体。</li> <li>・宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第3セクター、活動の大半を市外で行っている団体その他活動が地域に密着しているとは言いがたい団体。</li> <li>・構成員に市民がいない団体。</li> <li>・他の市町村から同じ事業内容で助成事業に申請している団体。</li> </ul>

別表 2

審査項目	審査基準（点数）
①活動目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会、町会、自治会、自主防災組織（3点）</li> <li>・その他地域に密着している団体（1.5点）</li> </ul>
②活動範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で活動し、市外では活動していない（3点）</li> <li>・市内及び市外で活動している（1.5点）</li> <li>・活動の半分以上を市外で行っている（0.5点）</li> </ul>
③構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民のみで構成している団体（3点）</li> <li>・構成員の半数以上を市民で構成している団体（1.5点）</li> <li>・構成員の半数未満を市民で構成している団体（0.5点）</li> </ul>
④過去の助成実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の助成実績が無い団体（3点）</li> <li>・6年以上前に助成実績がある団体（1.5点）</li> <li>・5年以内に助成実績がある団体（0点）</li> </ul>

備考 上表の審査基準（点数）の合計が同点により選定できない場合は、次の各号の順により選定する。

- (1) ①活動目的の点数が高い団体を選定し、同点の団体がある場合は、②活動範囲の点数が高い団体を選定するものとする。以降、③構成員及び④過去の助成実績において同じ。
- (2) 前号により選定できない場合は、抽選（くじ引き）により選定する。